

浅口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 31 日

条例第21号

浅口市国民健康保険税条例(平成18年浅口市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第26条第 1 項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第 2 号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第 3 号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の浅口市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。